

定期積金(子育て応援型) 商品概要説明書

(平成 22 年 5 月 10 日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・定期積金(子育て応援型) (愛称:子育て応援型定期積金)
2. 販売対象	・個人のみとし、以下のいずれかの要件を満たしている方 ① 子ども手当の振込をJA口座指定としている方 ② 山形県の実施している「やまがた子育て応援パスポート事業」で配布しているパスポートカードを提示される方
3. 期間	・定額式 1年以上5年以下
4. 契約額	・12万円以上300万円以下
5. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・定額式 契約期間内で掛金を分割払込 ・1回当たり100円以上 ・定額式 100円単位
6. 支払方法	・定額式 満期日以後に一括して支払います。
7. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・当初契約時の店頭表示の年利回りに年0.20%を上乗せし、満期日まで適用します。 ・定額式 満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算 (月割計算) ・20%(国税15%、地方税5%)の分離課税 ・金利(年利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお 問合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特 約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息と元金を 支払います。
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法 第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無 利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 確認書類・方 法等	①子ども手当の振込をJA口座指定としている方 JA口座に子ども手当受取口座の指定していることがわかるもの。(JA内で確 認できる場合は、確認書類の提示の必要はありません。) ②「やまがた子育て応援パスポート」カードを提示される方 パスポートカードの提示。(小学校6年生までの子どものいる家庭の場合は、裏 面の「保護者の氏名」・「子どもの氏名」・「生年月日」が記載されていることが 必要です。)
13. その他参考と なる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または当初契約時の店頭表示の年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅 延損害金をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。